事後評価調書

I 事業概要											
事	業名	急修	急傾斜地崩壞対策事業								
地	区名	福日	福田区域								
事	業箇所	北記	北設楽郡設楽町地内								
事業のあ らまし		福田区域は北設楽郡設楽町田峯に位置し、人家 2 戸を保全対象とする急傾斜地崩壊危険区域である。当箇所は脆弱な礫混じり砂からなる堆積段丘であり、斜面は風化が進み崩壊の危険が高い状況となっている。このため、豪雨時に一部斜面が崩壊し崩土が人家に達する恐れがあるので、早急に斜面対策を行ない人家の保全を図る必要があった。このため、平成 19 年度より急傾斜地崩壊対策事業に着手し、平成 22 年度に完了した。									
事	業目標		【達成(主要)目標】 ・保全人家 2 戸を急傾斜地の崩壊による土砂災害から保全する。 【副次目標】 ・なし								
事	業 費	事業費			内訳 ■工事費 0.38 億円、■用補費 0.03 億円、■その他 0.11 億円						
古 ** +11188				億円						-	
事業期間			採択年度 傾斜地晶神!		19 年度 弘士 <i>(</i> 嬢段	着工年度 工、法面工等)			完成年度	平成 22 年度	
		心	19、7、121月19、19	// 111.//也	以 丄 (护型	工、仏田工寺/	L-2	OIII			
П	評価										
① 事 業	1) 主要	皿	【達成状況】								
	標の)達	主要目標に掲げられた保全対象を保全するために必要な施設が設置され、現在まで健全に機								
	成状	況	能を発揮していることから、目標は達成されていると考える。								
目			【達成状況に対する評価】								
①事業目標の達成状況			主要目標に対し、目標を達成した。								
	2) 副次	目	【達成状況	!]							
火状	標の達		-								
況	成状況		【達成状況に対する評価】								
			該当なし	0							
Ⅲ 対応方針											
今後の事後 価の必要性		全評	Ⅱ評価より	、特に	こ今後の事役	後評価の必要性は	はない。				
改善措置の 要性		必	必 Ⅱ評価より、改善措置の必要性はない。								
同種事業に反映すべき事項			本事業は にない。	従来が	いらの手法に	こより対策を実施	也してい	るため、同種	重事業に反映	すべき事項は特	